

# 市税の納め忘れはありませんか？

☎ 納税課 Tel.0299-90-1122

社会保障の充実や道路整備などの行政サービスを実施するための主な財源は、皆さんが納めた市税です。



## 市税は納期限までに納付してください

市税は納期限までに自主的に納めていただく必要があります。納期限を過ぎている税金がある場合は、至急納付してください。

なお、納期限を過ぎた税金は延滞金と併せて納めていただくことになります。

※納付書がお手元がない場合や未納の有無を確認する場合は、納税課にご連絡ください

## 納期限までに納付しないと

納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状を送付しています。督促状送付後も納付の確認が取れない場合、税負担の公平性を確保するため、財産調査を実施し、差し押えなどの滞納処分を執行することがあります。

※2023年8月から、納期限を過ぎても納付の確認ができない方に対して、自動音声による電話催告を行っています

## 納税相談について

病気や災害などの特別な事情により、市税の納付が困難な方は納税課にご相談ください。

また、平日の相談が難しい方は、休日・夜間窓口をご利用ください。

## 休日・夜間窓口

休日窓口＝毎月第2・第4日曜日 午前8時30分～午後5時15分

夜間窓口＝毎月第1・第4水曜日 午後7時まで(年末年始、祝日を除く)

# 津波避難ビル指定解除

☎ 防災安全課 Tel.0299-90-1126

これまで津波避難ビルとして指定していたサンシャインホール雅は、事業の都合のため指定を解除しました。

指定解除施設(解除日：2023年12月25日)

施設名	所在
サンシャインホール雅	神栖市波崎1251

近隣の避難場所

施設名	所在
波崎西小学校	神栖市波崎5011

近隣の避難場所は波崎西小学校です。ご自身の津波避難行動について、再度避難先をご確認ください。

## 確定申告のよくある質問

**Q** 医療費控除を受けるときに注意することはありますか？

**A** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために2023年中に支払った医療費または、セルフメディケーション税制対象品の購入費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。控除を受ける方は対象となる医療費の領収書を整理し、医療費の明細書を事前に作成してください。

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用です。セルフメディケーション税制の控除を受けるためには、一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類の保管が必要です。

従来の医療費控除

$$\begin{array}{|c|} \hline 2023年中に \\ 支払った医療費 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 保険金などで \\ 補てんされる金額 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 10万円または \\ 所得金額の5%の \\ どちらか少ない方 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array}$$

セルフメディケーション税制

$$\begin{array}{|c|} \hline 2023年中に支払った \\ セルフメディケーション対象品の購入費 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 保険金などで \\ 補てんされる金額 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 12,000円 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高88,000円)} \\ \hline \end{array}$$

【注意点】

- 控除の対象となる医療費、セルフメディケーション対象品の購入費は、2023年中に支払ったものに限ります
- 予防接種・健康診断(疾病が発見された場合を除く)・健康食品や栄養剤などは対象とはなりません。領収書などに混在している場合は除いて計算してください
- 支払った医療費が保険金などで補てんされた場合は、差し引いて計算してください  
具体的には、次のようなものがあります
  - 出産育児一時金、付加給付、高額療養費など健康保険から給付されたもの
  - 高額介護サービス費など介護保険から給付されたもの
  - マル福、神福など医療費の助成として市町村から支給されたもの
  - 医療保険金、入院給付金など生保会社・損保会社などから支払いを受けたもの
  - 給付金、医療費の補てんを目的として支払われたもの など
 これらは年内に給付を受けていなくても、見込みの金額を差し引いて計算してください  
※医療費控除を計上しても所得や源泉徴収税額によっては還付とならない場合があります

**Q** セルフメディケーション税制を受けるための一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類とは？

**A** 申告する本人が、昨年中に健康の保持増進や疾病の予防の取り組みを行なったことを明らかにする、次のいずれかの書類です。

- インフルエンザなどの予防接種の領収書や予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書や結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- 特定健康診査の領収書や結果通知表
- 人間ドック・がん検診など、各種健診(検診)の領収書や結果通知表